



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引 字 圭 祐
(コード番号 3989 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌義
電話番号 052-414-6025

定款一部変更に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、平成 30 年 4 月 13 日開催の定時取締役会において、平成 30 年 5 月 9 日開催予定の臨時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

当社の現行定款の一部を、現在の当社運営により則した内容に変更し、より柔軟な当会社運営を可能とするためであります。

2. 日程

臨時株主総会開催日 平成 30 年 5 月 9 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 30 年 5 月 9 日（予定）

3. 変更内容について

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿への記載又は記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取</u>	(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿への記載又は記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取</u>

<p>締役の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条</p> <p><u>2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(株主総会の決議等の省略)</p> <p>第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、<u>取締役又は株主から提案があった場合において、当該目的事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>〈第2項のみ削除〉</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>〈削除〉</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載又は記録する。</u></p>
---	--

(現行定款第18条から第25条は現行より1条繰り上げとなります。)

(取締役会の決議等の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(現行定款第27条から第39条は現行より1条繰り上げとなります。)

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(現行定款第41条は現行より1条繰り上げとなります。)

(削除)

(現行定款第43条は現行より2条繰り上げとなります。)

(取締役会の決議等の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を支払う。

<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p> <p>〈新設〉</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第45条</u> 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払の期末配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>〈削除〉</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日</u>は、毎年3月末日とする。</p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当</u>をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払の配当金</u>には利息をつけない。</p>
---	--

以上